

第 21 期第 43 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 6 年 9 月 17 日 (火) 午後 1 時 55 分から午後 3 時 20 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階 「第 5 会議室」

議 題

1 諮問事項

- (1) 内共第 4 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について (資料 1)
- (2) うなぎ稚魚漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 2)

2 協議事項

- (1) 全国内水面漁場管理委員会連合会 令和 7 年度中央省庁提案項目案等について (資料 3)
- (2) 令和 6 年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック内照会・協議希望議題について (資料 4)

3 報告事項

- (1) 全国内水面漁場管理委員会連合会 令和 6 年度提案行動の結果について (資料 5)
- (2) 道志川及び津久井湖における投網禁止に係る委員会指示の公報登載について (資料 6)

4 その他

- (1) その他

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、細川 孝
遊漁者委員 長塚 徳男
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 荒井事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 照井 GL、相澤副技幹、村尾主事、中川技師

議 事

事) 荒井代理

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中8名の委員の御出席をいただいておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願いたします。

議 長
(井貫会長)

本日の議題ですが諮問事項が2件、協議事項が2件、報告事項が2件、その他となっております。

では本日の議事録署名人を指名させていただきます。平田委員、長塚委員、よろしくお願いたします。

両委員

(了 承)

議 長

それでは議事に入ります。まず諮問事項(1)の「内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について」を議題といたします。水産課から説明をお願いいたします。

水) 中川技師

【資料1に基づき説明】

議 長

水産課から説明がありましたが、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

写真にあるバーブレスというのはどういったものでしょうか。

水) 中川技師

お答えします。バーブというのは、釣り針の返しのことです。魚がかかった後、はずれないようにするために釣り針に返しがついているのですが、それをつけないでくださいということです。再放流した時に、返しが付いていると魚が弱ってしまうので、そういった配慮をしてくださいというお願いになるかと思えます。

議 長

他に何かございますか。

長塚委員

遊漁料の額というのは、県が決めているのですか。それとも組合さんが決めているのですか。

水) 中川技師

お答えいたします。基本的には組合さんの方で決めていただいて、額が妥当かどうかの判断は県の方でさせていただいているところです。

長塚委員

妥当というのは、どのような資料に基づいてわかるのでしょうか。

水) 中川技師

今回の資料については、遊漁料の額の変更を伴わないので添付していませんけれども、額の変更を伴う場合には遊漁料の算定を行っておりまして、実際に放流等にかかった経費等を足し上げます。それを、組合員と遊漁者それぞれの利用分の応分の負担で案分し、それらの額を売り上げ枚数で割ることによって、券1枚当たりの価格が出ますので、その価格と設定価格が

大幅に離れてないかという確認をして、妥当かどうかという判断をしています。

長塚委員

わかりました。

議 長

他に何かございますか。

安藤委員

資料1-2の、表の3段目ですが、やまめを含まない溪流魚という表現があるのかどうかは分かりませんが、にじます、うぐい、おいかわ、こいのキャッチアンドリリースの期間が、1か月延長ということですよ。この場合、以前も話が出たかもしれないのですが、この期間はやまめが釣れないですよ。その期間を延ばすのですが、実態としてやまめが混ざって釣れて困っているということはないのでしょうか。

議 長

これは、やまめは持って帰っていいということではないのでしょうか。採捕禁止になっているのですか。

水) 中川技師

はい。この時期については10月15日から1月末日までは、県の漁業調整規則の方で、やまめについては採捕禁止の期間になっていますので、やまめは釣らずに遊漁してくださいという形になるのですけれども、万が一釣れてしまったら再放流していただくことになると思います。

安藤委員

実態としては、やまめも混ざって釣れてしまっていて、弱ってしまったり、持って帰ってしまったりしていて注意したといったことは起こってないのでしょうか。

水) 中川技師

はい。県の方では、そういった実態というのは把握していません。

安藤委員

資料を見て一番心配なのはそこなのです。この時期だとやまめも混ざる期間で、キャッチアンドリリースのお客さんが増えて、やまめを釣り上げて持って帰ってしまうということがあり非常に良くないのではないかとこの心配があるのですけれど、その管理がしっかりしていれば良いのではないかと私は思います。

ただ、にじますをキャッチアンドリリースするという習慣が、最近の釣り人にはあるのでしょうか。私のような昔の釣り人だと、にじますを放してやるという感覚があまりないものですから、やまめが混ざっても持って行ってしまうのではないかとこの心配があったのです。それがなければ、結構です。

議 長

他に、何かございますか。

津谷委員

第3条の4で、2段目の規制の、やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こいですが、組合が定めて公表する区域を任意で対象とすることになっていて、その公表の仕方というのは、ホームページで行うということになってい

るのですけれども、これは現場ではわからないような形になるのですか。現場でもわかるような方法をとるのでしょうか。

水) 中川技師

水産課からお答えさせていただきます。規則上は、少なくともホームページ上では公表しておくという形になっているのですけれども、実際には先ほど別紙の方で御説明させていただいたとおり、川の非常にわかりやすいところに、標識を設置していただいています。私も現場を見てきたのですけれども、遊漁者が河川に入りやすそうなど随所に看板を設置していただいているような状況で、非常にこの区間がわかりやすくなっているかと思えます。実態としては、看板も併せて設置していただくような形になるかと思えます。

津谷委員

別紙という資料の中で、右下に標識の写真があるのですけれども、細かいことなのでも、よく釣りを御存じの方はCRエリアと書いてあれば、キャッチアンドリリースのことなのだとわかるのだらうと思うのですけれども、それほど釣りに親しんでいなくて時々やるという程度の方は、CRエリアとは何のことだとなるような気がするのです。キャッチアンドリリースと標識に書き加えていただいたほうが良いのではないかと思います。

水) 中川技師

はい。誰もがわかりやすい内容にするということですね。ありがとうございます。

議 長

他に何かございますか。ないようでしたら、諮問事項の内容について、異議がない旨知事に答申することとしたいと思います。よろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議 長

ではそのように決定いたします。

次に諮問事項(2)の、「うなぎ稚魚漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題としますので、水産課から説明をお願いします。

水) 村尾主事

【資料2に基づき説明】

議 長

水産課から説明ありましたが、何か御質問、御意見はありますでしょうか。

安藤委員

諮問の有効期間の短縮についてというところがわからなくて、今聞いていたのですけれども、毎年4月30日までではなかったのですか。

水) 村尾主事

はい。知事許可漁業は5年を有効期間としておるのですが、うなぎ稚魚に関しては1年と短くなっておりまして、漁業時期としては昨年同様12月16日から4月30日までとなっております。

安藤委員 この資料には有効期間の短縮について諮問と書いてあるのですけれど、いつもと有効期間は変わらないということでしょうか。

水) 村尾主事 はい。うなぎの知事許可漁業は基本的に1年を許可の期間として見ておりますので、それより短くなるという点では昨年と変わらないということになります。

安藤委員 もう1点、参考資料なのですけれども、2の許可をする際に付加する条件についてというところで、去年もこの議題の時に質問したのですけれど、
(ア)の放流用等、その他を目的とした採捕は禁止としたというところで気になったのが、第五種共同漁業権の義務放流があるのですね。それにうなぎが入っているのですけれど、第五種共同漁業権のうなぎの放流義務と、この養殖用種苗以外の目的での採捕禁止というのが、整合性がないのではないかという気がしましたので、その時質問したところ、養殖業者に売られたものが、放流用としてまた漁協に出されるというようなお答えだったと思うのですけれども、その後何か議論があったのかどうかをお聞きしたいです。

水) 中川技師 水産課から回答させていただきます。安藤委員がおっしゃるとおり、去年も同じ御指摘をいただきまして、採捕したうなぎ稚魚は養殖用として扱わなければならないくて、第五種共同漁業権の増殖行為はできないのではないかと御質問だったと思うのですけれども、目的としてというところで、あくまで採捕者としては、養殖用種苗として採捕していただいて、仲買人さんの方で、養殖に適さないもの等を放流用として使っていただくということは可能だろうと考えているところです。その後、特に課内で整理をしたというわけではないのですけれども回答としてはこういった形になります。

安藤委員 去年もその辺がもやっとしたまま終わったのですけれども、何かすっきりしたやり方があった方がよいのではないかという気はします。以上です。

議 長 何か答えられますか。

水) 相澤副技幹 繰り返しになるかもしれず恐縮なのですが、養殖種苗の確保というところが目的で特別採捕というものがされてきた経過がございますので、うなぎ稚魚漁業に関しては、養殖種苗の確保前提ということで、放流種苗を含まないという考え方で整理させていただいているところです。

議 長 定数は昨年と一緒ですか。

水) 相澤副技幹 同じです。

議 長 他に何か御質問はありますか。特にないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同
議長

(了 承)

ではそのように決定いたします。続きまして協議事項(1)の「全国内水面漁場管理委員会連合会 令和7年度中央省庁提案項目案等について」を議題といたしますが、報告事項(1)の「全国内水面漁場管理委員会連合会 令和6年度提案行動の結果について」と関連しておりますので一括して議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事) 荒井代理
議長

【資料3、資料5に基づき説明】

他の部分はよろしいですか。先に全部説明してしまってもよいのではないのでしょうか。

事) 荒井代理
議長

【資料4に基づき説明】

協議事項の(1)と(2)と一緒に説明をしていただきました。1つ1つ協議していきたいと思いますが、まずアンケート調査については、説明があったとおり今アンケートを実施中で、まとまり次第ブロック幹事県に提出し、結果については来月の委員会で、こういう形で提出していますという報告を受けるといことになろうと思いますので、特段議論はないと思いますので、そういうことで了承としてよろしゅうございますか。

委員一同
議長

(了 承)

では、進めていきたいと思います。続きまして、別紙1の提案素案がありますけども、昨年の提案により文章を少し簡潔にするということをメインに整理してありますが、本委員会として、何か追加するとか訂正するというようなことが必要かどうか、何か御意見ありましたらお願いします。

安藤委員
議長

14ページの4について、農水省の回答がないのですけれども、これはなぜかというのが気になりました。

事) 荒井代理

何かございますか。

これについては、申し訳ありません。全内漁管連から特に連絡等は来ておりません。

安藤委員
議長

農水省は関係ないという話でもないような気がします。

資料5には農水省があります。転記し忘れたということですね。

事) 荒井代理
議長

記載漏れでございます。失礼いたしました。

よろしいですか。資料5の方には記載がございます。

安藤委員
議長

わかりました。

他に何かございますか。ブロック幹事県、全内漁管連の幹事県としては、文章を整理したいということで毎年やっているようですけども、この提案素案については意見なしということでよろしゅうございますか。

委員一同 議 長	<p>(了 承)</p> <p>では、そういうことで処理させていただきます。</p> <p>続きまして、重点課題ですが、事務局で案を作っていただきました。理由については、後で事務局、水産課と相談しながら決めていくということでもよろしくをお願いします。</p>
事) 荒井代理 議 長	<p>会長とも調整させていただきます。</p> <p>丸の付け方についてはいかがでしょうか。</p> <p>これは実際どういう形で、使われたというのはまだわからないのでしょうか。</p>
事) 荒井代理 議 長	<p>まだその辺のお話は来ておりません。ただここに丸を付していなくても、国へは提案はいたしますので、あくまでも全ての提案の中でメリハリをつけるというそういった趣旨とは聞いております。</p>
津谷委員	<p>いかがでしょうか。</p> <p>重点課題を特にどういう形で浮き上がらせるのかはわからないのですけれども、その必要性というのがよくわからないのです。わざわざ重点課題というのを項目の中から取り上げて提案しようとする必要性というのがよくわからないのですけれど、どういう説明なのでしょう。</p>
事) 荒井代理 津谷委員	<p>これまで全内漁管連から国へ提案する項目というのが、年々増えてきているというようなことがございまして、この点について強弱をつけて、国に提案したほうが良いのではないかという議論があったと聞いております。</p> <p>強弱をつけると、むしろ弱の方がどうでもいいと受け取られ、強い方を何とかしてほしいということではなく、それ以外はある程度落としても良いのだという受け取られ方をしてしまって、むしろ意味がないような気がするのです。</p> <p>いくつかの書類を合わせ読むと、内容が膨大になったことで、提案の趣旨がぼやけて実効性にかけるものとなる恐れがあるためということなのですが、要するに提案していることがなかなか実現していかないということで、実現していかない理由というのは、全内漁管連からの提案が重点的に絞ってなされていないから、実現しないわけではなくて、それぞれ予算的なものとか、なかなか実効性ある行動をとるのが難しいものであったり、あるいは政治的にいろいろ深みがある問題であったりという理由で実現していかないわけで、提案の仕方に問題があるからではないのだらうと思います。そもそも1つ1つ見ますと、それぞれ必要な提案をしていますし、重点項目をわざわざ取り上げてというのは、私は意味がないのではないかという気がしま</p>

す。

議長 資料3を見ると、次の提案行動では、特に優先的に解決する課題を重点課題としてより強く要望することを考えておりますとなっているので、提案項目そのものは、事前に各省庁へ印刷物を持っていった後で、当番県が何名かで各省庁に説明に行くという時に、強く強調をしたいということだと思いますので、各省庁の受け取り方が、弱のところがどうなるかわからないということだと思うのですが、実際説明するときに強調するというように私は受け取りました。

安藤委員 要はこの資料が各省庁に見られるということはないということですよ。

議長 ないと思います。

安藤委員 そうであればまだ分かりますが、これが省庁に見られるということになると、まさに津谷委員のおっしゃるとおりになってしまいそうです。

議長 二重丸をつけるといったこともあるかもしれませんが、資料3に書いてあるのを見ると、提案行動の際の強弱だろうと思います。

安藤委員 これだけ膨大なものを各省庁で説明するにあたって、強調して話すというのなら少しわかります。

津谷委員 内輪の話なのですね。

議長 資料に二重丸をつけても支障がないとは思いますが、いかがでしょうか。事務局の方で整理していただいた選択について、よろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 ではこの事務局案で、理由については事務局と水産課にお任せするということにしたいと思います。

安藤委員 できれば後で、これはどういう形で使われたのか教えていただきたいです。

議長 次の委員会では、理由をお示し願えますか。

事) 荒井代理 はい。理由はお示しいたします。

議長 続いて、追加提案項目についても、特になしということでよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 東日本ブロック協議会内における照会・協議事項について、資料4に様式がありますけれども、何か他の委員会に聞きたい、照会したいことが特にありましたらお願いいたします。

特になしということでよろしゅうございますか。

委員一同
議長

(了 承)

ではこれも特になしということで、決定したいと思います。これで協議事項の(2)まで終わりました。

それでは報告事項の(1)も終わりましたので、報告事項の(2)委員会指示の公報登載についてですが、これは報告事項ということで特段説明はよろしいでしょうか。

事) 荒井代理
議長

はい。

では了承ということにしたいと思います。

以上で議題は終わりましたが、委員の皆様からご発言ございますか。よろしいですか。事務局水産課から何かございますか。

これで本日の委員会は終わります。10月は内水面試験場です。それぞれのルートになりますが、お間違いのないようよろしくお願いします。